大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成20年10月17日(金)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津家庭裁判所本館大会議室

3 出席者

(委員) 五十音順・敬称略

飯田喜信,小川素子,國松完二,甲津貴央,酒井康夫,十倉良一,松原豊彦,松山正明

(事務担当者)

西山実, 田島康博, 住野陽一, 島田博敏, 坂井稔, 大田恵朗, 濱松稔也

4 議事

- (1) 委員の異動報告及び新任委員の自己紹介 事務担当者から,裁判官委員の交替の報告があった。
- (2) 委員長の選任及びあいさつ 委員の互選により、飯田喜信委員を委員長に選出した。
- 3) 少年に対する保護的措置についての報告 ア 少年事件の手続概要等について住野家裁首席書記官から報告 イ 少年の保護的措置について坂井次席家裁調査官から報告
- (4) 意見交換

テーマ「少年に対する保護的措置について」 発言要旨は、別紙のとおり

- (5) 次回テーマについて
 - 「少年事件における被害者配慮制度について」をテーマとする。
- (6) 次回の開催日程

次回の委員会は、平成21年3月4日(水)午後2時から午後4時30分までと決 定した。 (別紙)

発言要旨

- (■委員長,○学識経験者委員,◎弁護士委員,△檢察官委員,◇裁判官委員,▲事務 担当者)
- 少年事件の手続と保護的措置について, 感想, ご意見などを伺いたい。
- 家裁に来る前のいわば事前の保護的措置が現場では行われている。あるショッピング センターの女性指導員は、万引をした少年に対して、手紙のやり取りなどをしながら少 年の成長を図っている。
- 大学の場合は学生処分というものがあり、例えば試験の不正行為をした学生に対し、 担当教員が面接をくり返したり、課題を与えて文章を書かせたりした上で、その結果を 見て教授会で処分を決定する。面談や指導は非常に重要であると思うが、調査官は少年 の面談にどの程度の時間をかけているのか。
- ▲ 少年が、送致前に自分で反省し、後悔しているような場合と、未だ問題を抱えている ような場合とでは、調査にかかる時間は異なる。短時間で終わるものから、その日では 済まず課題を与えて後日継続して行うものまで様々である。
- 少年事件では重大事案ばかりが注目されているが、これは数字の上では非常に少なく、 非常に多くの日常的な事案を家裁は扱っており、それだけ家裁調査官の苦労も大きいと いうことがわかった。
- 少年事件では、全件送致主義がとられている。これは、一見軽微な事案でも早期に少年の問題点を探し出して対応していくという考え方に基づいており、重大な事案に発展させないための法的措置でもある。
- 児童相談所は、18歳未満の児童の問題行為について、児童や親の相談に乗っているが、家裁のようにいざとなれば保護処分に付するといった権威がなく、親の問題意識が乏しいときにはなかなか指導が通じないことが多い。家裁の保護的措置には、そのような権威の裏付けがあるのが特徴ではないか。
- 最近,少年の重大事件で,被害者,加害者がともに事件に関する本を出版する例が多く見られ,ベストセラーになることも少なくない。
 - 少年法が改正された後も検察への逆送致が増えていないようだが,少年事件では審判 不開始や不処分で終わるものの比率が高いためであるということがわかった。
- 最近は、被害者が意見を述べて、司法の場に生かしていこうという動きが見られる。 それが出版関係に影響し、また、被害者関係の立法の増加にもつながっていると思われる。 る。
- 被害者の遺族が逆送致を希望したのに、保護観察になったケースがあった。
- 被害者の中には、少年に対する厳罰を求める人もあるようだが…。
- 厳罰だけではなく、事実を知りたいという気持ちが強い被害者もいると思う。刑事裁判の場合は、証拠に基づいて事実を究明していこうという姿勢があるが、少年審判の場合は必ずしもそうではない。それで、逆送致を求めて真実を知ろうとする被害者が多いのでないか。
- 最近の被害者関係の立法では、少年事件についても、被害者の事実を知りたいという

希望に配慮した制度が設けられている。

◎ 弁護士は、付添人という立場で少年事件に関わる。たまたま非行を犯して家裁に送致されてくる少年については、それを機会に抱える問題点を明らかにして、以前より良い方向に育ってもらうきっかけになればいいという思いで臨むようにしている。

したがって、厳罰化の方向に流れている社会の風潮に危機感を持っている。家裁は、 国家機関として少年の育成にかかわっていく場であってほしい。安易な逆送致は、自ら の職責を放棄することになるのではないかと思う。

◇ 少年法改正の問題として社会的に議論されるのは、重大事件をモデルにしているものと思われる。実際には家庭裁判所では審判不開始や不処分になる事件が多いということは、あまり知られていないようである。

小さな事件を起こして家庭裁判所に送致された少年が、将来大きな問題を起こす可能性があると思われる場合でも、少年の行為との均衡を考えて、それに対する処分が決まるのが現実である。

- 普段は一般的な普通の生活をしている少年が、万引や交通違反をすることが多く、裁判所は、少年の家庭環境など、少年が置かれている状況を踏まえて、保護的措置がどうあるべきかを試行錯誤している。
- 児童相談所で出会う少年は、脆弱な家庭機能に育つ子どもが多い。
- ある大型量販店における万引のデータでは、11歳から13歳までの犯人が44.8%ある。また、14歳以上の万引犯では、犯罪行為の時間帯に山があって、午後2時から午後3時が17%、午後4時から午後5時が21%、午後6時から午後7時が17%と、学校が終わった後の余った時間帯が多い。

この大型量販店で1年間で捕捉した万引犯は、男性が12人、女性が46人で、女性が多い。被害にあった商品は、化粧品、玩具、文具などの雑貨品で、食品は少なくなってきており、1品の単価は903円、年間60万円ほどの被害が出ている。これは捕捉したものだけであり、誤認があると人権問題でトラブルになることを考えていることもあって、少年の場合は半分以上見逃しているかもしれない。

また,低年齢化と女性の多さという背景もあり,繊細な気持ちで接することのできる 女性の補導員が重用される。

- 補導した少年の親を警察が呼び出したときに、「うちの子に限って」と文句を言う親 もいるということを聞く。少年だけが問題ではなく、本当は家庭や親に問題があるので はないかと思う。
- 少年事件の特徴は、調査でも審判でも必ず保護者である親に同道してもらって、親に も働きかけるというところで、そこが成人事件とは異なる。
- ◎ 親がしっかりしていないというよりは、子どもたちが万引行為を犯罪という重い行為 として認識していないところに問題があると思われる。

量販店が多くなってる今日,小売店が多かった昔に比べて,犯罪へのハードルが低くなっている。見つかる可能性,捕捉率が低いために,万引をしてもなかなか捕まらないし,捕まっても失敗したと考えるだけで,犯罪だという認識がない。

また,文具や化粧品を,買えないから盗るのではなく,理由もなく遊びで盗んでいる。 遊びが万引という行為になっていて,子どもたちにとっては犯罪という認識はない。 ところが、親は、子どもの遊びだとは思っておらず、自分の子を犯罪者にされたくないので、警察から呼び出されたときは抵抗するんだと思う。

- ▲ 昔は、万引をした少年が家庭裁判所へ送致されてくるとき、悪いことをしたという自覚を持っていたが、今は、少年も保護者も悪いことという認識があまりないように思う。 万引をした少年たちに対して行う量販店の補導員の話は、我々が想像をたくましくして被害者のことを言うよりも具体的なものであり、裁判所でもそのような話ができないかと試みている。
- 少年たちが犯罪を犯すのは集団でいるときが多く、その一人一人は良い子であり、反省もする。しかし、友達同士の仲間意識が強いために、その集団から抜けることができず、集団に戻ると同じことを繰り返している。
- 家庭裁判所は、保護的措置によって、少年法の趣旨に見合うようにどのような働き掛けをしているのか。学校、児童相談所なども、同じように少年たちを指導しているが、連携が取れていないために、少年たちは、個々の指導場面から離れてしまうと、仲間のところに戻るしかないと思う。
- ▲ 家庭裁判所は、自分がやったことの被害者に対する影響を少年本人や保護者に伝える とともに、学校友達の集団で行った事件であれば、学校にその指導を引き継ぐなど、連 携に意を用いた処理もしている。
- 保護司が少年を老人ホームへ連れて行き、老人とトラブルを起こしながらもそこで活動させるドラマがあったが、保護司とはどういう役割を果たす者なのか。
- 保護的措置を伴う不開始や不処分よりも更に一歩進んで、保護観察所が保護司を通じて少年を指導していく保護観察という処分である。
- ◎ 少年に対して、関係機関それぞれが自分の役割を果たして他に引き継いでいくことが 大切であると思う。何度も失敗を繰り返す少年であっても、裁判所が見捨てずにフォロ ーしていけば、やがて少年を囲む周りの人に対しても影響力を及ぼすこともできると思 う。今後は、そういった裁判所の働きを期待したい。
- 児童相談所では、少年たちが家裁に送致された場合でも、すぐに縁を切ってしまうのではなく、家裁と関わっている状況を把握しながら、しばらくは様子を見るようにしている。また、少年院等の施設から退院する少年については、学校や地域で受け入れる態勢作りをしている。少年が施設から退院するときは、受け入れる学校や地域も不安になるが、どのように扱われるかわからない少年たちはもっと不安に思っていると思う。
- 今の説明内容は、行政機関が持っている裁判所とは違った利点を述べている。裁判所は司法機関であって、少年事件という個別の事件について、調査、審理を行い処分を決定するという範囲でしか関われない制約がある。
- 犯罪少年の調査結果等を支援につなげることを目的として、学校等の関係機関や弁護士等へ情報を提供・開示して活用できるようにできないか。
- ◇ 犯罪少年の調査結果は、少年院や保護観察所へ送致するときは送致先の機関に見せることはできるが、一般的に秘密を要求される事項であるため、それ以外の目的で外部に提供することはできない。
- ◎ 少年審判の付添人である弁護士は資料を見ることができるし、法律記録は謄写することができる。少年院から退院した発達障害の少年について、本人と保護者の了解を得て、

弁護士が持っている情報を発達障害者支援センターに対し、支援につなげてもらう目的 で提供したケースがある。

すべての人に提供することはできないと思うが、弁護士には、そのような資料提供により、その後の支援につなげてもらうという工夫があってもいいと思う。

- それらの資料は、もともと少年事件の適正な処理のために使用するという前提のもと に閲覧等ができるのであり、本人の了解を得たとしても外部に提供するのは問題がある のではないか。
- ◎ 本人が持つべき情報について、本人が了承した場合に限って、施設に提供するように すればいいと思う。
- ▲ 情報の公開方法や活用方法は大きな問題であり、中学生の場合、個別の事件で学校の 先生と情報交換をしたり、一緒に進路方針を考えたりするなど、密度の濃いやりとりを している。高校に関しては、義務教育ではないため、できる範囲内でやりとりをしてい るのが実情である。
- 保護的措置ですべてが解決することはないので、社会で少年たちを育てるという意識 を持ってバトンタッチするために、資料の原本が出せないのであれば、報告書という形 に変えて提供するのはどうか。
- ▲ 家庭裁判所が以前から行っている保護的措置の中で、自分から福祉活動やボランティ アに行くように働き掛けるという試みがある。それが保護観察所での保護司の指導にも 取り入れられて、継続的に実施されているということもある。
- ▲ 先ほどの発達障害などのケースでは、少年と保護者を医師が面接し、別の治療方法を 考えたり、医療機関を紹介するということもある。
- 最後に社会奉仕活動について意見交換を願いたい。少年たちの更生に役立つ活動として、大津ではどのような奉仕活動が考えられるだろうか。
- 現在,滋賀県が守山で森づくり運動をしている。地域の企業や一般の人が参加して活動しており,少年たちも加われば,一般の人と交流の機会を持てるのでないか。
- ▲ 自分たちだけで活動するのではなく、一般の人と一緒になって活動することが大事な ことで、地域とのつながりや思い出が残るのはいいことだと思う。
- 集団で参加するよりも少人数で参加して、そのことをきっかけにして付き合いが続く ようになればいい。
- ◎ 世の中の役に立つことをして、その成果を見たり、それを褒めてもらえたりすると、 少年たちは自分に対していいイメージを持つことになる。そのイメージを崩したくない と考えてくれたら、自分の生活も改まるのではないかと思う。
- アメリカでは3か月ボランティア活動という社会復帰のための制度がある。これは、 成人のケースについて設けられた制度だが、少年野球チームのコーチをするなど、その 人の得意な分野を生かせるようなことをしており、参考になる。
- ▲ 保護的措置としての社会奉仕活動について、非常にいい提案をしてもらったと思う。
- 次回期日は平成21年3月4日(金)午後2時からとし、議題は「少年事件における被害者配慮制度について」として意見交換を行いたい(出席委員了承)。